

平成24年4月4日
四国森林管理局

調査・設計等業務に係る品質確保対策の充実等について（一部改正）

森林土木工事の調査・設計等業務の成果物の品質確保を図り、適切な工事の履行を確保する必要があることから、次の措置を実施することとしたのでお知らせします。

○総合評価落札方式に関する対策

1. 技術提案の評価項目の追加

(1) 低入札調査価格等対象業務の実績を評価する項目を追加

調査・設計等業務の品質の低下につながるおそれのある低入札の抑制に資するため、低入札価格調査の実績の有無を評価項目に追加する。

評価方法は、四国森林管理局における調査・設計等業務の過去2カ年の実績について、低入札基準価格又は品質確保基準価格を下回って受注した実績数に応じて一定点数を減点することとする。

(2) 企業の業務成績を評価する項目を追加

四国森林管理局における調査・設計等業務の企業の過去2カ年の業務成績の平均点により評価を行う。

(3) 企業の信頼性を評価する項目を追加

四国森林管理局における調査・設計等業務の企業の過去2カ年の指名停止措置の有無により評価を行う。

2. 履行確実性評価方式の導入

調査・設計等業務の実施にあたり、低入札基準価格未満の入札が行われた場合に業務の確実な履行を確認するため、技術提案に掛かる履行確実性評価方式を導入することとし、調査基準価格又は品質確保基準価格に満たない入札を行った者について追加資料の提出を求め、技術提案の履行の確実性を審査する。

○適用時期

上記の措置については、平成24年4月以降に公告する業務から適用することとし、詳細については入札説明書等によるものとする。

—お問い合わせ先—
森林整備部治山課
TEL:088-821-2150